

令和2年4月21日

嘉手納町役場等の業務の一部変更等について

新型コロナウイルス感染の拡大に伴う国の緊急事態宣言等を踏まえ、嘉手納町役場等での感染リスク軽減のため、出勤する職員の人数を減らし、一部受付時間を短縮するなどの対応を行います。

対応する職員数の減少に伴い、窓口等での待ち時間が長くなることが予想されます。町民の皆様には、御不便をおかけすることになりますが、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【変更等期間】

令和2年4月23日（木）～ 令和2年5月1日（金）

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

【共通事項】

①昼休み時間（12時～13時）は、証明発行等も含めた窓口業務を停止します。

②土曜日、日曜日及び祝日は、これまでどおり閉庁になります。

※受付時間を短縮又は停止する業務は次のとおりです。

【町民保険課】

1 受付時間を短縮する業務：住民異動に関する手続

受付時間：8時30分～12時、13時～15時

2 国保(国民健康保険係) 休日窓口業務(4月26日13時～17時)を停止します。

引越しによる住民異動届の取り扱いについては、手続が14日以上遅れても、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのやむを得ない理由による遅延として、市町村において柔軟な運営をするよう国から通知があります。

県外からの転入届を予定されている方、旅行、出張等で県外へ行かれた方が、証明発行申請や各種届を予定している場合、2週間は自宅での健康観察を行い、気になる症状が出ないことを確認後、来庁するよう重ねてお願いいたします。